

共済募集指針

○共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。

- ・共済募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
- ・当金庫は、法令により事業性資金融資先である法人代表者および個人事業主、または事業性資金融資先である従業員 20 名以下の事業所の役員および従業員を共済契約者とする共済契約のお引受はできません。
- ・労働金庫募集制限先に該当する当金庫の会員(代表者を含む)を共済契約者とする生命共済募集を行う場合、共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の限度は別に定める限度内にてお取扱いさせていただきます。

○共済契約の引受けについて

- ・当金庫は、全労済の募集代理店として、全労済の会員である都道府県労済の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。

引受共済事業を実施する組合：全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）

全労済の会員生協

：新潟県総合生活協同組合（連絡先 025-282-2000）

引受共済制度

：ろうきんローン専用住まいる共済

：住まいる共済

（風水害等給付金付火災共済
自然災害共済
個人賠償責任共済）

- ・当金庫は共済契約締結の可否を判断できず、お客様からのお申込みに対して全労済が承諾した場合に共済契約は成立いたします。
- ・お客様がご契約される共済契約は、お客様と全労済の間に成立いたします。従いまして、共済金や給付金等をお支払いするのは全労済となります。
- ・共済契約は、預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。

○商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた共済募集に努めます。

- ・共済募集においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な募集・勧誘活動を行います。
- ・お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な募集・勧誘活動を行います。
- ・当金庫では、取扱共済制度（保険商品）の中からお客様が自主的に商品を選択いただけるように必要な情報を提供いたします。（市場リスクを伴う投資性商品については、共済制度としては取扱っておりません。）
- ・お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。
- ・また、共済募集において、法令等に違反して共済募集を行い、お客様に損害を与えた場合には、募集代理店としての募集責任があることを明示します。

○お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・共済募集活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・お客様と直接対面しない募集等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

- ・当金庫は、お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の募集等に活かして参ります。
- ・共済契約について、万が一共済事故が発生した場合におきましては、共済金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- ・なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、全労済所定のご連絡窓口へご案内、または全労済と連携してご対応させていただくこともございます。
- ・当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

共済契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

苦情相談窓口

新潟県労働金庫 0120-191-880

受付時間：月～金／9：00～17：00（祝日・振替休日を除く）